



# 埼玉県報

第 3100 号  
平成 31 年(2019 年)  
4 月 26 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 包括外部監査契約に関する告示（改革推進課）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広聴広報課）
- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- と畜検査手数料の徴収事務委託（食肉衛生検査センター）
- 川島町土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 田甲土地改良区の役員就任届（東松山農林振興センター）
- 九郷阿保領用水土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 備前堀土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就任届（春日部農林振興センター）

- 増林土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 清算法人太田新井第二土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 清算法人太田新井第二土地改良区の清算人退任届（春日部農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 家畜伝染病（牛及び山羊のヨーネ病患畜）の発生（畜産安全課）
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 鴻巣市箕田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 馬宮土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 生野土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 土砂災害特別警戒区域の指定の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 廃川敷地等の公示（水辺再生課）
- 行田都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 三芳町北松原土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 三芳町富士塚土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する入札公告（会計課）
- 県道青梅秩父線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その 2 に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道乾燥ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 契約の相手方の氏名及び住所

小川 千恵子

埼玉県戸田市大字新曽二千二百四十二番地（G B G北戸田リアルフォート九〇四号室）

#### 二 契約の期間の始期

平成三十一年四月一日

#### 三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

#### 四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,200千部×8回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約日から平成32年3月31日（火）まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの配布回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、平成31年10月1日以降の配布に係る分については、消費税及び地方消費税の税率10パーセントにより支払う。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だより」を一時保管する場所を確保できること。

(8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 浅井 電話048-830-2853（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成31年7月1日（月）午後3時

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 平成31年6月26日（水）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。  
ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（8ページ物の単価×5回+12ページ物の単価×3回）×配布予定部数（2,200千部）×1.08×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（8ページ物の単価×5回+12ページ物の単価×3回）×配布予定部数（2,200千部）×1.08×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成31年6月12日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成31年5月7日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に送付すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,200,000 copies eight times per year
- (2) Time-limit for tender: 3:00 p.m. 1, July, 2019. (tender submitted by mail 5:00 p.m. 26, June, 2019)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2853



# 告示

## 埼玉県告示第四百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田 清司	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
あげお本町クリニック	栗田 淳	上尾市本町六一二―三三	平成三十一年 四月一日
草加すぎうら内科クリニック	杉浦 立	草加市氷川町二一四九―二 藤城ビル二F	平成三十一年 三月一日
あや総合内科クリニック	粕谷 綾子	草加市花栗一―一―二三 メゾンボヌールF一階	平成三十一年 四月一日
医療法人社団優青会 あおぞらクリニック所沢	医療法人社団優青会	所沢市北有楽町一―一五北 有楽コーポ一〇一号室	平成三十一年 三月一日
徳島内科クリニック	医療法人徳島内科クリニック	所沢市久米一五六九―一	平成三十一年 二月一日
やすぎクリニック	渡部 竜成	富士見市水子五〇五三―二 テラシマビル一階	平成三十一年 三月一日
八木内科クリニック	八木 慎次	東松山市箭弓町一―一二―一 一―一三F	平成三十一年 四月一日

店 上杉薬局 富士見	大信薬局喜沢店	店 アサカ薬局笹目南町	やまざき薬局	薬局キューピー・フ アーマシー・セント ラル店	アズ歯科 桶川院	デンタルケア深谷	安達歯科クリニック	ク 社会医療法人至仁 会日高日生クリニッ ク	太田マタニティクリ ニック 社会医療法人至仁 育会	おがわこどもクリニ ック 医療法人こうせ い会	なすクリニック
ル 有限会社シーガ	株式会社ダイ ー・シー・トレ ーディング	薬局 株式会社アサカ	株式会社モンテ ファーム	株式会社テン・ ポイント	鈴木 篤士	医療法人あかぎ	安達 泰佑	社会医療法人至 仁会	医療法人埼玉愛 育会		那須 学
富士見市上南畑二四〇一	戸田市中町一―一七―七 リベラルⅡ一階	戸田市笹目南町三三―一九	上尾市上町二―一三―七	春日部市増富九六―九	桶川市坂田東二―三―一フ レスポ桶川坂田店一F	深谷市原郷二―二〇―四	春日部市栄町一―三二九	日高市高萩一六一九	日高市高富四六―七	坂戸市千代田一―五―七	行田市忍二―一九―一
平成三十一年 三月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 三月一日	平成二十九年 六月一日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 三月一日

みなみ薬局	アイリス調剤薬局 ふじみ野店	たかさか薬局	たから薬局東松山店	飛鳥薬局 羽生南 店	スギ薬局 本庄東 台店	みのやま薬局	ウエルシア薬局新座 野火止2号店	セキ薬局 若葉店	深谷なでしこ訪問看 護ステーション	訪問看護ステーション Share
吉留 裕樹	サンパークス株 式会社	有限会社サカキ 会計	株式会社トラス トファーマシー	株式会社飛鳥薬 局	株式会社スギ薬 局	Phar・Ne t株式会社	ウエルシア薬局 株式会社	株式会社セキ薬 品	有限会社HOR OWATA	合同会社She ar
富士見市ふじみ野東四―七 ―八VIALE一〇一	ふじみ野市亀久保一八四〇 ―二	東松山市西本宿一六九五― 二	東松山市箭弓町一―一二― 一―三F	羽生市南三―三―一四	本庄市東台二―五―一八	秩父郡皆野町皆野二四九五 ―三	新座市野火止七―八―七	鶴ヶ島市富士見二―一五― 二三	深谷市岡三三二二―一	吉川市木売二―五―三―六 〇一
平成三十一年 二月二十八日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十年十 月一日	平成三十一年 四月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称		施術所		所在地		指定年月日	
片岡 恭兵	今井 真	松岡 良訓	吉田 周作	河登 健一 郎	長谷川 直 哉	篠原 翔					
原ステーション KEiROW宮	今井鍼灸院	松岡 良訓	アベイユ	谷ステーション	草加整骨院	はんのう駅前通り 整骨院					
さいたま市北区日進町三 四九二―四共立ハイム一〇	大里郡寄居町末野九九二― 一	日高市中鹿山五一三―四	さいたま市南区白幡四―三 ―一三	五―二五山西ビル二〇二	草加市高砂二―六―一九	飯能市仲町一―一					
平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月五日	平成三十一年 三月八日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 四月一日	平成三十一年 三月一日	平成三十一年 三月一日					

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定施術機関

氏名		変更事項		変更前		変更後	
住所		名称		住所		名称	
澤田 康幸		施術所		鶴ヶ島市富士見二一 一八―二六		鶴ヶ島市富士見二一 二―四 SONNE BL DⅡ一〇一	
吉田 正向		施術所		所沢市狭山ヶ丘二一 一〇三―四七		所沢市北有楽町七―六 ツインビレッジーF	
松本 悠希		施術所		朝霞市膝折町五― 九―三二 ふじみ野市鶴ヶ舞三 ―五―一四		訪問医療マッサージ KEiROW朝霞ステ ーション 朝霞市仲町二―二―一 七―三〇二	
				吉田接骨院		航空公園ハッピー整骨 院	
				さわだ鍼灸整骨院		さわだ整骨院 さわだ鍼灸院	

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
社会医療法人至仁会 日高日生病院	日高市高萩一六一九	平成三十一年二月二十八日
徳島内科クリニック	所沢市久米一五六九―一	平成三十一年一月三十一日
医療法人社団彩恵会 今井内科クリニック	秩父市中宮地町四―三〇	平成二十九年五月二十一日
おがわこどもクリニック	坂戸市千代田一―五―七	平成三十一年二月二十八日
医療法人社団フロンティア 春日部ソフィア歯科	春日部市中央一―二―三 AXIA 春日部二F	平成二十七年八月三十一日
医療法人耀成会 柏原歯科医院	大里郡寄居町寄居字栄町九五七―七	平成三十年十二月三十一日
医療法人社団守心会 ワイズデンタル深谷	深谷市原郷二―二〇―四	平成三十一年二月二十八日

医療法人得慈会 平成歯科医院	坂戸市日の出町二―二	平成二十七年一月 三十一日
豊春セントラル薬局	春日部市増富本田耕地九六―九	平成三十一年二月 二十八日
みなみ薬局	富士見市ふじみ野東四―七―八VIA LE一〇一	平成三十一年二月 二十八日
アイリス調剤薬局 ふじみ野店	ふじみ野市亀久保一八一―一―六	平成三十一年二月 二十八日
たかさか薬局	東松山市西本宿一六九五―二	平成三十一年一月 三十一日
みのやま薬局	秩父郡皆野町皆野二四九五―三	平成三十一年二月 二十八日
ノエル薬局	蓮田市井沼九八八―三	平成三十一年二月 二十八日

二 指定施術機関

氏名	関 正夫	
住所		
施 術 所	名称	せき整骨院
	所在地	東京都品川区東大井 五―四―一九 三井第 三ビル二〇二
廃止年月日	平成二十九年十二 月十七日	



# 告 示

## 埼玉県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団大生会 八潮ステーションデ ンタルクリニック	八潮市大瀬六―五―一	平成三十一年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
さいゆう介護ステーション	草加市松原一七―二二	株式会社メデイピア	特定介護予防福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与	平成三十年四月一日
ハートピア歯科・矯正歯科	行田市持田一〇八〇ベイシアフードセンター 行田店内	医療法人社団メデイデンタル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十年五月一日
リズム薬局 上尾店	上尾市中分一―一―六	有限会社リズムメデイカル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年四月一日
こころの杜 ショートステイ	北足立郡伊奈町小室五〇四七―五	社会福祉法人心守会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成三十年十二月一日

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
訪問介護事業所あさがお志木	事業所名	ウイズネットホームヘルプサービス志木	訪問介護事業所あさがお志木	訪問介護
さいゆう介護ステーション	事業者名	有限会社メディアイトピア	株式会社メディアイトピア	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 居宅介護支援 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
訪問介護事業所あさがお上福岡	事業所名	ウイズネットホームヘルプサービス上福岡	訪問介護事業所あさがお上福岡	訪問介護

訪問介護事業所あさが朝霞	デイサービスセンター	居宅介護支援事業所あさがお上福岡	デイサービスセンター ちターもろちゃん		株式会社 上尾営業所 ヤマシ	アースサポート所	
事業所名	事業所所在地	事業所名	事業所所在地	事業所所在地	事業所名	事業所名	事業所所在地
ウイズネット ホームヘルプ サービス朝霞	ふじみ野市上 福岡六十四 五	あさがお上福岡	熊谷市大麻生 五六三二		株式会社 ヤマシ マシタコーポ レション 上尾営業所	株式会社 ヤマシ シタコーポ レション	東京都渋谷区 本町一八
訪問介護事業所あさが朝霞	神奈川県横浜市 緑区上山二 一三五	居宅介護支援事業所あさがお上福岡	熊谷市銀座四 一五九		株式会社 ヤマシ マシタ 上尾営業所	株式会社 ヤマシ タ	東京都渋谷区 本町一四
訪問介護	通所介護	居宅介護支援	通所介護		福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
アイリス調剤薬局 ふじみ野店	ふじみ野市亀久保 一八一八―一六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成三十一年二月 二十八日
あさがお上尾	上尾市瓦葺二六 八四―一	居宅介護支援	平成三十一年三月 三十一日
さいかい株式会社	比企郡鳩山町小 用一〇二二―一 二	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	平成三十一年四月 三十日

グループホーム越  
生町やすらぎ

入間郡越生町越  
生九六九一

介護予防認知症対  
応型共同生活介護

認知症対応型共同  
生活介護

平成二十九年一月  
三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第四百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
和光ミートセンター	埼玉県和光市新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 昌史	平成三十一年四月 一日から 平成三十二年三月 三十一日まで
県北食肉センター	埼玉県熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 代表理事 中村 光一	
本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川島町土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	染谷 勇一	埼玉県比企郡川島町大字加胡百六番地三十五





同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
伊与田進	小林景一郎	小林洋一	松本一雄	福田光枝	松本雅男	金子喜一	小林洋	金子孝夫	金子明	福田次男	福田金作	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	比企郡吉見町大字	同	熊谷市小八林五番地	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	田甲千八百五十五番地	小八林千百五十三番地一		同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	田甲千七百二十五番地一			田甲千七百四十八番地四	田甲千七百九十八番地一	田甲八百二十九番地七	田甲六百五十九番地三	田甲千九百九番地	田甲千八百十二番地	田甲千七十番地	

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水利地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
監事	久保武雄	本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	高月政男	同 西富田七百七十三番地一
同	福嶋信夫	児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田種利	同 上里町大字藤木戸十番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
監事	久保武雄	本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	中澤龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	福嶋信夫	児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田種利	同 上里町大字藤木戸十番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 渡 邊 繁 埼玉県羽生市大字上手子林千四百五十七番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

監 事 渡 邊 侑 三 埼玉県久喜市上清久二十九番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 秋 山 文 男 埼玉県春日部市水角百九十六番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、増林土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 榎 本 恵 禧 埼玉県越谷市増林一丁目百八十二番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人太田新井第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
監事	齊 藤 洋 良	埼玉県白岡市太田新井七百十六番地二
同	山 崎 フミエ	同 同 同 八百四十一番地



# 告示

## 埼玉県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算人太田新井第二土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
古武 三千雄	埼玉県白岡市太田新井五百三十二番地
浜田 丑之助	同 南埼玉郡宮代町字逆井二百三番地
鈴木 健一	同 白岡市太田新井千三百三十四番地
山口 利夫	同 同 千五百七十二番地
古武 聰子	同 同 五百三十二番地
竹内 秀夫	同 同 千二百十四番地二
福澤 丈夫	同 同 千二百十四番地一
山崎 彦一	同 同 千二百五番地
鈴木 馨	同 彦兵衛百八十番地
坂巻 庄治	同 南埼玉郡宮代町字逆井二百五十六番地
山口 昭司	同 白岡市太田新井千五百九十四番地
金子 昇	同 南埼玉郡宮代町字逆井百五十九番地

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 博行	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字平塚字天神後三百七十二番ほか九筆	一一、六四三
相沢 英男	埼玉県加須市	埼玉県加須市志多見字別所九百六十九番ほか二筆	一六、四八四
石井 隆志	埼玉県加須市	埼玉県加須市北辻字芝原千百十七番ほか三筆	二、六一三
石寄 勇	埼玉県加須市	埼玉県加須市北辻字善僧九十四番ほか一筆	七、六二五
岡村 敏夫	埼玉県加須市	埼玉県加須市北辻字宮前三百二番ほか一筆	二、三六〇
鎌田 悟央	埼玉県加須市	埼玉県加須市戸崎字元屋敷千七百番二	一、二一四
鎌田 政男	埼玉県加須市	埼玉県加須市馬内九百四十三番一ほか二筆	二、〇一四

小賀野 勝男	渡辺 侑三	有限会社早川農 場	有限会社小山農 産	長谷嶋 茂雄	中森農産株式會 社	長濱 幸一	鳥海 利男	臺 祀夫	高塚 明
埼玉県本庄市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県久喜市
埼玉県本庄市児玉 町下浅見字西ノ前 七百八十番一ほか 三筆	埼玉県加須市北辻 字善僧百六番	埼玉県加須市志多 見字別所九百六十 四番一	埼玉県加須市馬内 千二百三番一ほか 三筆	埼玉県加須市北辻 字善僧百番	埼玉県加須市岡古 井字道上五百五十 四番ほか二筆	埼玉県加須市馬内 千六百五十三番	埼玉県加須市北辻 字前谷八百四十三 番	埼玉県加須市下種 足字中島二百三十 六番一ほか二筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百四十六 番ほか二筆
六、 三一三	三、 九一五	一、 七〇九	三、 七九二	一、 九八五	三、 八八九	一、 〇〇〇	七二五	二、 五三六	八、 七六八

大室 好美	内山 利男	農事組合法人吉 川糧農	株式会社なんさ いふあー夢	黒田 正巳	奥澤 文夫	飯塚 輝雄	宮部 延一	宮部 勝利	ひびきの農産株 式会社	坂爪 裕
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	埼玉県吉川市	埼玉県久喜市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市
埼玉県比企郡吉見 町大字大串字上西 浦四百八十八番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田 五番	埼玉県吉川市大字 拾耆軒字掛井堀五 百八十四番ほか十 五筆	埼玉県久喜市青毛 字上青毛千二百九 番ほか三十筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 九十五番一ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字柿ノ木 四百八十八番一	埼玉県羽生市大字 発戸字漆畑千三百 一番一ほか四筆	埼玉県本庄市児玉 町入浅見字南田五 百九十九番	埼玉県本庄市児玉 町上真下字南六十 五番一	埼玉県本庄市児玉 町高関字東牧西分 八十三番	埼玉県本庄市児玉 町高関字東牧西分 八十三番
三四二	八〇〇	一一、 四〇四	一一、 四〇二	一、 一四〇	一、 〇五三	三、 五八二	一、 〇八一	七七四	一、 五五六	一、 五五六

亀井 睦夫	亀井 茂	亀井 明	株式会社横田農 園	金久保 一義	勝田 文子	勝田 ひろ子	荻野 幹生	岡田 和行	大室 俊男	大室 禎三
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
一筆 千百九十四番ほか 埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根	四筆 千百九十二番ほか 埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根	七番一ほか七筆 埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田	番ほか八筆 下田町千九百二十 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字惣	十二番一ほか一筆 串村飛地千三百九 埼玉県比企郡吉見 町大字前河内字大	一ほか三筆 沖田二千六十八番 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字南	番一 田二千三百二十三 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字前	一 捲り二千百十八番 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字横	千百八十三番一 埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根	六十三番ほか二筆 埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅	五十二筆 千百七十九番ほか 埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根
一、 三二二	四、 一六三	五、 一九九	五、 一五八	三五四	一、 七四〇	八三六	二四七	一、 〇三一	三、 一五六	四三、 九〇三

関根 芳男	鈴木 英夫	椎橋 延行	砂生 佳人	砂生 治吉	砂生 隆夫	砂生 茂	砂生 厚夫	佐々木 幸二	小岩井 仁	源間 政義
町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見	町 埼玉 県比企 郡吉見
四筆 千百七 十二番 ほか	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 荒子字 関根	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 稲荷	浦四 百八十九 番一	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 上西	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 金田	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 輝羅	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 金田	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 殿田	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 中曾根 字中	埼玉 県比企 郡吉見 町大字 大串字 輝羅
四、 六九九	一七八	一九七	三、 六二七	一三二、 一六八	七、 八一七	一、 九九六	一〇、 六九五	三五	二、 四二三	三、 二八四

矢島 篤次	森田 義政	松本 眞一	藤崎 一義	福田 徳雄	福田 栄	長島 博	長島 利行	長島 覚十郎	長澤 之幸	田辺 英男
町 埼玉県比企郡吉見	埼玉県東松山市	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
一筆 千八百八十八番ほか 町大字荒子字関根 埼玉県比企郡吉見	八番 町大字西吉見七十 埼玉県比企郡吉見	六番ほか一筆 町大字久保田字八 反町二千三百四十 埼玉県比企郡吉見	四筆 町大字大串字輝羅 五十五番一ほか十 埼玉県比企郡吉見	十筆 町大字大串字輝羅 百二十三番一ほか 埼玉県比企郡吉見	四十九番ほか七筆 町大字大串字輝羅 埼玉県比企郡吉見	九番一 登り二千六百五十 町大字久保田字四 埼玉県比企郡吉見	十三番ほか十一筆 町大字大串字金田 埼玉県比企郡吉見	五番ほか二筆 反町二千三百八十 町大字久保田字八 埼玉県比企郡吉見	四番 後田二千四百五十 町大字久保田字勝 埼玉県比企郡吉見	三 沖田二千六十五番 町大字久保田字南 埼玉県比企郡吉見
一、 九九六	五、 八四四	一、 五六三	八、 四一一	八、 二八六	七、 四五四	九三二	七、 八五八	二、 六四五	三六三	二五三

増田 精治	福田 修夫	鈴木 誠寿	農事組合法人小 園営農組合	白須 貴裕	報徳石産株式会 社	加藤 俊生	横田 吉夫	横田 郁子	横田 彰夫
埼玉県北葛飾郡杉 戸町	埼玉県北葛飾郡杉 戸町	埼玉県北葛飾郡杉 戸町	埼玉県大里郡寄居 町	埼玉県児玉郡上里 町	埼玉県児玉郡神川 町	埼玉県秩父郡横瀬 町	埼玉県比企郡吉見 町	埼玉県比企郡吉見 町	埼玉県比企郡吉見 町
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字大島字南 六番一ほか三筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字佐左工門 千六百八十四番ほ か一筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽二千 百九十八番ほか十 筆	埼玉県大里郡寄居 町大字小園字久保 田六百四十番ほか 一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中東 五百六十四番一	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字東川 原二百二十七番	埼玉県秩父郡小鹿 野町般若字上天王 四百三十七番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字稻荷 木八百二十二番一 ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字稻荷 木八百二十九番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 五十八番ほか十筆
六、二一六	三、九五〇	一九、五〇二	三、二八八	三、三二四	五、四六二	一、八九七	一、八六七	二二四	八、九九〇

二 認可年月日

平成三十一年四月十九日



# 告示

## 埼玉県告示第四百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区	発生年月日	処置
ヨーネ病 牛	患畜	一頭	さいたま市	平成三十一年 三月二十七日	
ヨーネ病 山羊	患畜	二頭	狭山市	平成三十一年 四月十日	鑑定殺

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

見沼代用水土地改良区

### 二 事務所所在地

久喜市

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

鴻巣市箕田土地改良区

### 二 事務所所在地

鴻巣市

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十二日認可した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、生野土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成三十一年四月二十三日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成三十一年五月七日から

平成三十一年六月三日まで

#### 二 縦覧場所

本庄市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十五号

測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

### 三 作業地域

桶川市西部（上日出谷南特定土地区画整理地内）

### 四 作業期間

平成三十一年五月七日から平成三十一年九月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 作業種別

基本測量（航空重力測量）

#### 二 作業期間

平成三十一年五月七日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 作業地域

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十七号

平成三十年埼玉県告示第六百九十五号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

## 埼玉県告示第四百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
赤谷日影1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上倉1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大木1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大木2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大木3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所



	赤谷日影2				
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
上井戸沢1					
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
井戸沢					
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流			
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
大指1					
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
向原1					
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
向原2					
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊			
	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				
	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。				







	十六番1	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
	十五番	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
	十三番・1	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
	十三番・2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
	十六番2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
	十六番3	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。		所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
六番沢		平面図等を埼玉県	土石流	平面図等を埼玉県		平面図等を埼玉県		平面図等を埼玉県

	上刈米2				秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
	横瀬根古屋1、	急傾斜地の崩壊			秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
2	横瀬根古屋1、	急傾斜地の崩壊			秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
四番1		急傾斜地の崩壊			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
四番3		急傾斜地の崩壊			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
横瀬根古屋4		急傾斜地の崩壊			平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。



五番	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
----	--	---------	--

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一七―一〇―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字砂田六百八番一 他

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千九百七十三・二九立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第四百六十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 河川の名称

荒川水系一級河川小畔川

### 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十一年四月二十六日

### 三 廃川敷地等の位置

川越市大字笠幡字台田六二四番一二、同市大字笠幡字一町田一一二六番三、同市大字笠幡字一町田一一二六番四

### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

三八一・二〇平方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十一号

平成三十一年四月五日付け埼玉県告示第三百五十三号で告示した行田都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第四百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成三年四月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久保元上南畑分の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保六千四百三十番地

### 五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

### 六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千八百五十一番地」から「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保六千四百三十番地」と変更する。

### 七 変更認可の年月日

平成三十一年四月二十六日

# 告 示

## 埼玉県告示第四百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から平成三十二年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地

### 五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

### 六 変更の内容

保留地に「理事は、公共または公益の用にするため、総会の同意を得て保留地の一部を三芳町に寄附することができる。」を追加する。

### 七 変更認可の年月日

平成三十一年四月二十六日

# 告 示

## 埼玉県告示第四百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

平成31年7月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す購入予定額及び入札者が見積もったメーカーの部品ごとの購入歩掛率に従って計算した総価で行うものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。ただし、平成31年10月1日（火）以降の納期に係る分については、消費税及び地方消費税の税率10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払うこととする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「自動車用品」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排



除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110（内線2243）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成31年6月10日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成31年6月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成31年6月10日（月）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成31年6月10日（月）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成31年5月31日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成31年5月7日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: The unit-price contract of 11 (besides the brand-name parts for Toyota four-wheeled vehicles) items

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. June 10, 2019 By mail; 5:00 p.m. June 7, 2019 In person; 9:50 a.m. June 10, 2019

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2243

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字上名栗字東久保一三〇 八番一地先から同市大字上名栗字 東久保一三〇六番一地先まで</p>		区 間
<p>一七・〇三〇 三九・二三三</p>	<p>一七・〇三〇 四五・三八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一六九・五九</p>		延 長 (メートル)
<p>緊急地方道路整備工事による。 なお、新道路区域（新管理範囲）外 の現（旧）道路敷地は、道路法第九 十二条第四項の規定に基づき交換の 用に供する。</p>		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年三月一日第七百六十一号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

取消 番号	
指定の取消しに 係る道路の種類	第一号 建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消し の 年 月 日	平成三十一年 四月十九日
指定の取消しに 係る道路の位置	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚百四・一、百四・ 十三の各一部
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	二十四・六〇
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十一年四月八日

指令越建セ第三〇〇〇一一号

#### 二 検査済証番号

平成三十一年四月十九日

越建セ第四五一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十二番七

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市梅田一丁目二番三十五号 アピエ春日部A一〇一

伊草 雅大、伊草 歩



# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
70,840,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本メサライト工業株式会社  
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額  
32,375,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

- 1 特定役務の名称及び数量  
荒川右岸流域下水道 乾燥ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年2月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
40,700,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

- 1 特定役務の名称及び数量  
中川流域下水道 ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
中川下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年2月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社  
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
74,800,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当